

練馬区施設予約システムの利用に関する順守事項

練馬区施設予約システム（以下「本システム」という。）の利用にあたっては、練馬区施設予約システムの利用に関する規則（以下「予約システム規則」という。）に基づく以下の事項をご了承いただき、また順守いただくものとします。

（利用方法）

- 本システムのサービスを利用するには、利用者のスマートフォン等からインターネットを利用する方法、または一部の施設に設置している利用者端末を利用する方法の2通りがあります。

なお、インターネットを利用した場合の通信費等の諸経費は、利用者のご負担となります。

（サービスの利用時間）

- 本システムのサービスを利用することができる時間は、保守点検等により予約システムを休止する時間を除き、午前零時から午後12時までです。

施設の利用者端末の利用は、各施設の開館時間内です。

なお、保守点検等の実施の際は、原則として事前に周知しますが、必要により緊急の保守点検等を行う事があります。

（利用者登録）

- 予約システムを利用しようとする団体または個人の方は、あらかじめ予約システムの利用者登録をする必要があります。

また、登録の有効期間は、登録の日から起算して3年です。有効期間の満了日までに更新することができます。満了日までに更新をされなかった場合は、利用者登録は廃止となります。

（登録資格）

- 予約システムの利用者登録をすることができる団体は、代表者が15歳以上（中学生を除く）の方である団体です。団体の構成等により別表のいずれかに区分されます。

庭球場の個人利用について、予約システムの利用者登録をすることができる個人は、練馬区在住・在勤・在学の15歳以上（中学生を除く）の方です。

※18歳未満の方の庭球場の利用にあたっては、利用者登録のある18歳以上の方の同伴が必要です。

(登録・更新の申請)

- 利用者登録（更新）申請は、予約システムから行えます。また、各施設の窓口で利用者登録申請書により申請することもできます。

(審査)

- 申請いただいた利用者登録（更新）申請は、区で内容を審査します。審査結果については、予約システムから申請時に登録いただいた団体代表者および団体連絡者、または庭球場の個人利用者のメールアドレスへ通知します。このため、予約システムから届くメールを受信できるように設定をしてください。

なお、審査には概ね2週間程度かかりますので、ご了承をお願いします。また、申請内容の確認のため、団体代表者および団体連絡者または庭球場の個人利用者へお問い合わせする事があります。

(登録情報)

- 本システムに登録された団体代表者および団体連絡者または庭球場の個人利用者（以下「登録者」という。）へ、予約システムのログイン用 ID を通知します。施設の利用にあたっては、ログインした予約システムのページまたは登録完了の通知メールを施設職員へ提示する事で、利用者の確認を行います。

なお、スポーツ施設等一部の施設では、ログインした予約システムのページまたは登録完了の通知メールの他に、本人確認のための証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要な施設がありますので、利用前に区公式ホームページ等で確認をしてください。

登録者は、ログイン用 ID を登録者以外に不正使用されることのないよう管理してください。ログイン用 ID を不正に使用される恐れがある場合は、速やかにパスワードの変更および、必要により区へ連絡してください。

(登録カード)

登録者が希望される場合は、練馬区施設予約システム登録カード（以下「登録カード」という。）を団体または庭球場の個人利用者に1枚交付します。

登録カードを紛失したときは、登録した施設へ連絡のうえ、登録カード紛失届（第3号様式）を提出してください。本システムでは紛失届の提出はできません。

(不正利用の禁止)

登録者が、団体専用ページのログイン情報および登録カードを、他人へ譲渡や貸与する事や、不正に使用する事を禁止します。

(登録事項の変更等)

登録者は、登録事項に変更が生じたときや、利用者登録を廃止しようとするときは予約システムから届出を行うか、各施設の窓口にて、利用者登録変更・廃止届（第4号様式）を提出してください。

なお、登録カードを交付されている登録者は、利用者登録を廃止した時は、登録カードを切断するなど適切に処分してください。

(利用者登録の廃止)

- 以下のいずれかに該当する場合は、区は利用者登録を廃止します。
 - (1) 利用者登録の廃止の届出をしたとき。
 - (2) 登録者が偽りまたは不正な手段により当該利用者登録を受けたことが判明したとき。
 - (3) 登録者が、予約システム規則の規定またはこの規則に基づく指示に違反したとき。
 - (4) 登録者が登録の有効期間の満了までに、利用者登録の更新を行わなかったとき。
 - (5) 上記の(1)から(4)に掲げるもののほか、本システムの管理上必要があると認めたとき。

(利用の制限)

- 登録者が利用予定日の6日前から利用開始時間までの間に予約の取り消し、もしくは変更（利用時間の延長を除く）したときは、予約システムの利用を利用予定日の翌日から30日間制限します。
- 2 登録者があらかじめ利用の取消し手続きを行わずに施設の利用をしなかったときは、予約システムの利用を利用予定日の翌日から90日間制限します。

(抽選申込)

- 予約システムから行う同一団体または同一人による施設利用の抽選申込については、利用月の申込み数を6件までとします。

ただし、スポーツ施設など一部の施設は、施設の規定する件数までの申込となります。

(予約申込)

- 予約システムから行う同一団体または同一人による施設利用の予約申込みは、利用予定日の前日まで申し込みできます。

ただし、スポーツ施設や地域施設など一部の施設は、施設の規定する日まで申し込みが可能です。
- 予約システムから行う同一団体または同一人による施設利用の予約申込みについては、

利用月の申込み数を 12 件までとします。

ただし、スポーツ施設など一部の施設は、施設の規定する件数までの申込となります。

- 予約の申込み上限数については、利用予定日の 2 週間前まで適用されます。それ以降は利用日前日まで、何件でも予約可能です。

ただし、スポーツ施設など一部の施設は除外されます。

なお、利用予定日の 6 日前から利用開始時間までの間に予約の取り消し、もしくは変更（利用時間の延長を除く）したときは、予約システムの利用を利用予定日の翌日から 30 日間制限されます。また、利用の取消し手続きを行わずに施設の利用をしなかったときは、予約システムの利用を利用予定日の翌日から 90 日間制限されます。

別表

1	構成員が 10 名以上でそのうちの半数以上が 75 歳以上の者であり、かつ区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体
2	構成員が 10 名以上でそのうちの半数以上が障害者であり、かつ区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体
3	構成員が 10 名以上でそのうちの半数以上が 65 歳以上の者であり、かつ区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体
4	構成員が 10 名以上でそのうちの半数以上が中学生以下の者であり、かつ区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体
5	構成員が 10 名以上で区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体
6	構成員が 10 名未満で区内に在住、在学もしくは在勤の者が構成員の半数以上を占める団体および個人
7	上記 1 ～ 6 いずれにも該当しない団体および個人